

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 3 年 4 月 2 8 日 (木)

杉 並 区 議 会

## 目 次

代表者会議の構成について .....	3
その他	
(1) 土曜議会について .....	6
(2) 本日の理事会記録の承認について .....	7

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成23年4月28日(木) 午後3時30分～午後3時50分	
場 所	第1委員会室	
出席理事 (4名)	理事 小川 宗次郎 理事 大泉 時男	理事 横山 えみ 理事 鈴木 信男
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	副議長 渡辺 富士雄	
事務局職員	事務局長 伊藤 重夫 議事係長 依田 三男 調査担当係長 小塩 尚広 担当書記 上野 和貴	事務局次長 和久井 義久 事務取扱区議事 井口 隆央 会事務局参事 杉 原 正朗 議担議担 会広係法係 会広係法係

(午後 3時30分 開会)

小川理事 ただいまから議運理事会を開会する。

《代表者会議の構成について》

小川理事 初めに、昨日の理事会で会派持ち帰りとなっていた代表者会議の構成について、各理事からのご意見をお伺いしたい。

横山理事 我が会派では、4年前に交渉会派の根拠、どうやって決められているのかということが提案になっていて、この4年間さまざま、議会改革も含めて、杉並区の議会というものについて話し合われてきたが、交渉会派を決める根拠というものを示す必要があるのではないかということで、区民から「どうやって決めたのですか」と言われたときに、きちんとそれを説明できるものがあるかどうか、それはどこなのかと考えたときに、会派というのは政策集団でもあるので、自治法で議案提出権が12分の1と決められているということを考えると、これが機能する人数というのが杉並の場合は4ということなので、これが大体妥当かなというような気がしている。3に対する説明をどうつけるかということを見ると、我が会派ではこういうような意見が出たので、ここで申し上げたい。

大泉理事 流れに任せる。

鈴木理事 今、横山理事から話があって、それは1つの根拠にはなると、私たちの会派としても理解はできる。しかし、幹事長会もできるだけオープンにしてという流れからすると、できるだけハードルを低くして、それでいろいろ交渉というか話し合って決めていくということの方向が全体としては進んでいる。

23区では、私の記憶でいうと、5人のところもあるし、4人のところもあるし、たしか3人が多かったような気がするが、2人のところもある。1人の会派は1人だけしかいないので、ではそこも会派としてというような、いろいろあるが、だから、できるだけ低くして、ある意味では従来どおりの3人ではどうかと。それですと来ているからそれでいいということではないが、うちとしては、3人といったところかという思いをしている。

ただ、全体で、根拠として自治法の話があったが、ここは、言ってみれば昔の幹事長会とか理事会で話し合っただろうかということを決めるところなので、全体の合意の中で、あるいはそういった大きな流れの中で決まっていくというものもあるが、私たちとしては、繰り返しになるが、従来のような形の3人ぐらいと思う。

ただ、オープンという、新しい、今までにない形を杉並でも採用していることからす

ると、自治法の規定の12分の1の4人というのも、なるほどなという思いはあることはあるが、人がいいかなという、うちはそういうことである。

**副議長** 事務局のほうで、23区で、人数というよりも、12分の1で人数を決めているところというのは何区ぐらいあるか。人数は3人とか2人とか4人とかあるが。

**議会事務局長** 先ほど横山理事の話にあった議案提出権、それで割り返してみると、23区中12区が、交渉会派として認める人数として議員の議案提出権を確保する人数という形になっている。つまり大体半分強である。

**副議長** 私はオブザーバーなので、幹事長会を秘密会からオープンにして理事会に出して、こういう形にしているということで、そういう意味では、交渉会派で幹事長会の中に入って秘密会になることももうないということと、もう1つは、きちっとした根拠、議会改革をやっていく中で、交渉会派というのは何で3人かというのは私もよくわからないが、根拠を決めてきちっとやっていくべきというのが私の意見。私はオブザーバーなので、今23区の状況がそうなっているのであれば、なるほどなという感じである。

**大泉理事** これは最終的にはどうやって決めるのか。

**小川理事** この理事会で。

**大泉理事** 理事会で挙手かなんかか。

**小川理事** 合意のもとで。例えば今話を聞きくと、横山理事が4名、鈴木理事が3名で、4名でもいたし方ないと。オブザーバーであるが、副議長の場合は23区中12区がやっているから議案提出権のある12分の1、杉並区は4名という形なので、先ほど大泉理事が流れでというのであれば、皆さんがそれで合意ができるのであれば、ここで4名ということ。

**大泉理事** 私は、個人的なことをいえば、うちのことを考えるといろいろ問題もあるが、いろいろ前から言われていることであり、私は4人でもいいという考えである。

**小川理事** そうすると、鈴木理事が、流れ的に4名、まあ3名という主張をされているが、12分の1の根拠の4名でもと……。

**鈴木理事** 4名でいいというか、今までは、どこもみんなそうだと思うが、幹事長会の中で非公開のところもあるわけだが、そういう中でどういうところを交渉会派にするのかというのは、政党政治でもあるので、多数のところでは何人までをどうするのかということで、決めてきているので、そういう意味での慣習的というか、それは1つの根拠であって、法的な意味での4人という提案権の問題でということがあれば、それはそれで1つの理由づけにはなると。しかし、皆さんが4人だったら4人でもいいというふうにはちょっと、私はそうではないと。ただ全体で合意をすべきことであり、それから多数が

4人というような雰囲気なので、あと、小川理事の会派の意見も聞きたい。

**小川理事** 私たちも、先ほど横山理事が言われたように、会派というのは政策集団であるから、議案提出権の12分の1、杉並区議会の定数は48なので4人というのが妥当だろうと。ほかのときに答えられるとしたらそういった根拠できちっと4人以上ということで、私たちは4人以上が妥当だというふうに考えている。

それでは、ほかに何か。

**鈴木理事** 先ほど副議長から質問があつて、23区で3人が一番多いという、たしか半分ぐらい。それで決め方も、幹事長会というか理事会でやっているところもあると思うが、そのところで何人にするのか決めていると思うが、私たちの杉並はいわゆる少数会派がとても多いという特徴が1つあると思う。その辺でほかの23区の中で決めているときに、定数との関係でどうなのか、少数会派のところとの関係でどうなっているのか、その辺の根拠というか、そのようなところがあれば、この際なので伺いたい、いかがか。

**議会事務局長** それぞれの議会が決めることなので、私どもとしては、どういう根拠で今の交渉会派の人数を決めているのかということまではつかんではない。23区のそれぞれの議会の構成等もあるとは思いますが、中で協議をして決めてきているのではないかと思う。その中の考え方の1つとして今出ているようなことも1つの目安として考えているところもあるかもしれないし、あとはそれぞれの中で議論して決めていく。ただ、杉並区議会について、最近の傾向で言えば、少数会派が多いというのは特徴の1つかと思う。ほかの区はそれほど少数会派は多くない。

**小川理事** ほかに何か意見は。——それでは、大体、鈴木理事以外が4名。4名でも合意ができれば……。

**鈴木理事** 皆さんが、というのであれば、いいとは言わないが、しょうがない。きょうじゅうに決める必要があるのか。リミットなのか。

**小川理事** 確認だが、基本的にはきょうじゅうに決めることでよいか。

**議会事務局長** そのとおり。

**小川理事** それでは、代表者会議の構成は4名以上の会派とすることでよろしい。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**小川理事** それでは、代表者会議は4名以上の会派とすることに決定したので、よろしくお願ひいたしたい。

《その他》

(1) 土曜議会について

小川理事 その他、土曜議会について、昨日議題の中で、土曜議会の経費について資料を提示することになっていたのに、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 昨日、土曜議会のご質問について、幾らぐらい経費がかかっているのか、お手元に資料を配付した。平成20年第1回定例会からことしの第1回定例会まで、おおむね1回35万円から40万円程度の経費、人件費も光熱水費も概算であるが、この程度の額がかかっているという状況である。

以上。

小川理事 ただいまの説明について、何か。

鈴木理事 特にこの中身についてどうこうということはないが、きのう、土曜議会の今後のあり方をどうするのかということで、考え方というか意見も言わせていただいたが、たしかあれも前区長からの提案というか、そういうことも受けて、どうするかと各会派でいろいろ議論もして、それで決まってきた経過があったと思う。だから、今後どうするかというのは、その辺のところも踏まえながらやっていく必要がある。きょう、これからは継続するとかもうやめますとかというのはここで云々ということではない。そのことだけつけ加えさせていただきたい。

横山理事 2年たって、しっかり見直しをしていくということで、光熱費の問題とか、人件費はそうでもないという話だが、やはり見直す必要があると考えている。

大泉理事 ずっと見ていて、僕は土曜議会の効果というか、そういうものは余り出てないかと。むしろ受ける悪い影響のほうが、議員も含めてある。この間も話が出たが、土曜日に議会があるためにほかのいろいろな行事も出られないという話もあるし、それは確かにそうだと思うので、私は一応土曜議会はもう閉めてもいいのではと考えている。

鈴木理事 きのも言わせてもらったが、一定の役割、それからいろいろな条件とか、今度のそれこそ大震災じゃないが、そういうことを受けたりして、一定の見直しを図る時期ではあると思う。ただできるだけ、現物というか、そこに参加をして見るという機会はあったほうがいいが、きのうも言ったが、新たな内容で見ることができるとかいうことを含めれば、必ずしもそこにこだわるのがどうなのか。いい点はいいい点としてある、という点は考えていかないといけないと思う。

小川理事 ほかに何か。——それでは、説明のとおりご了承をお願いしたい。

(2) 本日の理事会記録の承認について

小川理事 続いて、本日の理事会議事録については、昨日同様、持ち回りによる承認でよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川理事 それでは、後日事務局から各理事へ記録をお持するので、ご承認をお願いしたい。

議会事務局次長 ちょっと1点だけ。本日、環境省のほうで、クールビズの実施について前倒しをするというのと、後ろも9月30日までを1カ月後ろ倒しして10月31日までという要請を産業界にされた。これを受けまして区のほうも、5月1日から10月31日までをクールビズ期間ということで決定するという話があったので、区議会においても、5月1日から10月31日をクールビズの期間として設定をしたいと考えている。ご意見いただきたい。

小川理事 ただいまの話で、区議会の場合は今まで6月1日から10月、決算特別委員会の意見開陳までがクールビズだったのを、今回5月1日から10月31日ということは、決算委員会すべて、本会議においてもクールビズというような提案だが、何かご意見は。

大泉理事 議場では扇子は使えるか。

議会事務局長 扇子は使える。

小川理事 クールビズなので、本会議も上着は着用しなくてもよいのか。

議会事務局長 着脱は自由。

小川理事 クールビズの場合は上着は持ち込まなくてもいいのか。これから、区議会の場合例えば初会合とか5月にあるが、臨時会も今後出てくると思うが、すべてクールビズ対応ということでよいのか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小川理事 では、そういう形にさせていただきたい。徹底周知は事務局のほうから各議員にポスティングということになるのか。

議会事務局長 そのとおり。

小川理事 では、ポスティングをしていただくということなので、各理事の皆には、ほかの議員の方にも、新人の方にも説明をお願いしたい。

ほかに何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小川理事 それでは、本日の議会運営委員会理事会を閉じる。

(午後 3時50分 閉会)